

令和7年度 定期監査報告 (第6号)

1. 監査の対象 教育委員会〔総合文化会館、公民館、社会教育課、別当賀夢原館、歴史と自然の資料館〕
2. 監査の期間 自 令和7年12月 8日
至 令和8年 1月23日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮野 裕 行
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和6年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
 - ⑧ 現金引継ぎの正否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したもの

である。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 教育委員会

- 総合文化会館・公民館
- 管理担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 口頭申告処理収入原簿と総合文化会館使用申込書（以下、「使用申込書」）及び総合文化会館使用許可証（控）（以下、「許可証控」）を突合したところ、使用申込書の所在が確認できないものが3件あったが、総合文化会館条例施行規則第7条の規定により、「使用者はあらかじめ使用申込書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない」こと、また、使用申込書は使用料算定に係る唯一の根拠書類であり、使用申込書の不存在は教育委員会による許可内容の正当性・適正性にも疑問を生じさせる恐れがあるので、使用者からの使用申込書は確実に受理のうえ、その管理・保管の徹底を図られたい。
- (2) 旧外勤領収書の取扱いにおいて、首標金額の書き損じを二重線で訂正したまま領収書を発行しているものがあるが、領収書は歳入金受領の事実及び金額を証明する公文書であり、真正性および改ざん防止の観点から正確に作成することが求められるほか、金額欄は特に不正防止上重要な記載事項であることから、首標金額の訂正は不正処理を疑われかねず、公金取扱いの適正性・真正性確保の観点からも不適切であるので、今後は首標金額の訂正は行わず、書損処理のうえ新たに領収書を発行するよう是正されたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 総合文化会館整備工事（給湯設備改修）において、工事受渡が令和7年3月7日に行われているが、契約保証金に係る保証書が、受渡日以前の同年3月3日に返却されており、契約書第56条の規定に反した事務処理が行われているので、契約内容に基づき事務処理されたい。
- (2) 総合文化会館整備工事（Wi-fi 設備設置工事及びWi-fi 設備ケーブル設置工事）において、契約書第3条に規定する工事行程表の提出、及び第10条に規定する現場代理人等の通知が、契約人から行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。
- (3) 総合文化会館樹木・芝生等管理業務委託において、契約金額（税抜価格）1,180千円に対する印紙税額として400円の収入印紙を貼付すべきところ、200円の収入印紙が貼付されており、印紙税額が200円不足しているので、法令等確認のうえ適切な措置を講じられたい。

- (4) 除雪機購入契約において、執行伺の段階で既に単価、金額及び業者名が契約書案に記載されており、不適切な事務処理となっているので、是正されたい。

○ 事業担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市みらいのアーティスト応援事業助成金の支出において、助成対象経費外である大会参加に要しない宿泊費が含まれた助成基準額を基に、助成額が決定されている事例があるので、申請内容を確認のうえ、適切な措置を講じられたい。

2. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、令和6年8月分時間外・休日勤務手当算出連絡書の記載時間が、時間外・休日勤務命令簿の時間数より1時間短く作成されていたことから、時間外勤務手当の支給不足が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。

● 社会教育課

○ 社会教育担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員の報酬支出において、出勤簿には1時間の時間外勤務の記録があるが、報酬報酬使役内訳票には当該時間外勤務に係る記載がなく、当該時間外勤務相当額の過少支給が生じているので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市文化章発注に関する契約事務において、執行伺書、執行通知（案）、契約書（案を含む）、納入通知書及び検収書に、物品に係る概要・仕様等を「別紙のとおり」としているが、別紙が添付されていないので、適正に事務処理されるよう是正されたい。

3. その他の事務について

【指摘事項】

- (1) 会計年度任用職員（放課後教室等指導員）に係る時間外・休日命令簿及び時間外・休日手当算出連絡書において、時間外勤務区分の誤り及び時間外勤務時間の把握誤りにより、過大・過少支給が生じているものがあるので、確認のうえ適切な措置を講じられたい。

○ 文化財担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) フンネモトチャシ跡階段設置工事契約において、指名競争入札執行通知に、契約保証金の免除、前金払及び部分払を行わないことが記載されているが、契約書では第4条に契約保証金の納付、第34条に前金払の請求、第37条に部分払の請求についてそれぞれ明記されており、通知内容と契約内容に相違がある。契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。
- (2) 以下の委託契約において、契約書及び請書に基づく検査の結果が受注者に対し通知されていないので、契約書どおりに履行されたい。
 - ① ノツカマフチャシ跡周辺整備基本計画策定業務委託
 - ② ノツカマフチャシ跡周辺整備基本計画策定にかかる地形図作成業務委託
 - ③ 和田屯田兵被服庫実施設計委託
- (3) 北海道庁立根室実業学校跡史跡標柱修繕に係る請書において、収入印紙が貼付されていないので、法令等確認のうえ適正に事務処理されたい。

● 別当賀夢原館

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 別当賀夢原館の使用料に関する事務処理において、
 - ① 収納金払込延長承認書により承認を受けた期間までに収納金の払込が行われていないものがあるので、承認内容の範囲内で払込されたい。
 - ② 土曜日及び日曜日に受けた収納金が火曜日に指定金融機関へ払い込まれているが、当該日に受けた収納金の取扱いは払込延長承認内容に含まれていないので、会計規則第33条第1項の規定に基づき、即日の払込とされたい。

● 歴史と自然の資料館

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 以下の工事契約において、指名競争入札執行通知に、契約保証金の免除、前金払及び部分払を行わないことが記載されているが、契約書では第4条に契約保証金の納付、第34条に前金払の請求、第37条に部分払の請求についてそれぞれ明記されており、通知内容と契約内容に相違がある。契約書の作成にあたっては、通知内容との整合性を十分に確認されたい。
 - ① 和田倉庫屋根軒先修繕工事
 - ② 歴史と自然の資料館改修工事（照明機器等改修工事）

- (2) 図書資料書棚の購入契約において、仕様書に定められた2回の納入期限どおりに納入されているが、各回の納入通知が提出されず、3月に全数を一括で納入したものと通知されている。契約書第5条では物品を納入しようとするときは、その旨を通知するものとしているため、納入の都度通知する必要がある。契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。